

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）

改正案	現行
<p>（業務規程の記載事項）</p> <p>第二十五条 法第二百六十五条の第三十二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 法第二百六十五条の二十八第一項第九号に規定する破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項</p> <p>四の三 法第二百六十五条の二十八第一項第十号に規定する預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百六十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務に関する事項</p> <p>四の四 法第二百六十五条の二十八第一項第十一号に規定する預金</p>	<p>（業務規程の記載事項）</p> <p>第二十五条 法第二百六十五条の第三十二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

保険法第二百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務に関する事項

五〇十 (略)

五〇十 (略)